

資料 2-2

SGEC 規準文書 5-1:2026(作業用原稿)

SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(案)

文書名: **SGEC** 森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

文書記号: SGEC 規準文書 5-1

承認:**SGEC/PEFC** ジャパン理事会

日付: 2026-3-XX

発行日: **2026-3-XX**

発効日: **2026-3-XX**

移行日: **2026-3-XX**

目次

| | | |
|------------|------------------------|----|
| 1 | 適用範囲 | 3 |
| 2 | 基準参照文書 | 3 |
| 3 | 用語と定義 | 4 |
| 4 | 一般的要求事項 | 9 |
| 5 | 資源に関する要求事項 | 12 |
| 6 | 情報に関する要求事項 | 21 |
| 7 | プロセス要求事項 | 25 |
| 8 | マネジメントシステム要求事項 | 40 |
| 附属書 1 | グループ森林管理認証 | 42 |
| 附属書 2 | SGEC/PEFC ジャパンが認める認定 | 47 |
| 附属書 3 | 認証機関の SGEC/PEFC ジャパン公示 | 48 |
| 附属書 4 (情報) | 顧客組織に適用される森林管理関連法令リスト | 49 |
| 関連文書 | | 51 |

序文

SGEC/PEFC ジャパンは、森林管理認証が、製品認証について国際認定フォーラム（IAF MLA）に加盟している認定機関から認定を受けた認証機関が、本文書の要求事項に従って行われなければならないことを要求している。

IAF MLA に加盟している認定機関は、最高水準の規格の運営を求められている。認定機関の IAF MLA への加盟は、その申請機関が国際基準と IAF の要求事項の両方を完全に準拠していることの確認を任務とする評価チームによる厳格な評価を経て、初めて IAF の MLA に登録される。IAF は、定期的に認定機関を評価する。

IAF MLA 加盟国から認定を受けた認証機関は、適切な IAF 文書に準拠することが求められる。IAF MLA は、認定された認証が世界中で受け入れられることを保証するものである。

本文書は、SGEC/PEFC ジャパン事務局が選定したステークホルダーによる作業部会により作成され、2026 年 XX 月の SGEC/PEFC ジャパン理事会で承認された。

本文書の作成は、SGEC/PEFC ジャパンの SGEC 規準文書 2：2021「規格の制定」他関係文書に規定された要求事項に従って、広範なステークホルダーを対象とした、開かれた、透明性のある、協議を通じた、合意に基づくプロセスで実施されたものである。

本文書については、2026 年 7 月までに PEFC 評議会に提出することが求められているとともに、その後、PEFC の相互承認のための評価が行われることになっている。

はじめに

森林管理は、ISO/IEC 17021-1 に準拠したマネジメントシステム認証と見なされるが、例外的に、PEFC はその承認する地域、国、準国レベルの森林認証制度が、認証機関の認定要求事項として ISO/IEC 17065 に基礎を置くことを認めることができるとされている。したがって、SGEC/PEFC ジャパンとしては、従来からの考え方にに基づき、本規格については、引き続き ISO/IEC 17065 に基礎を置くこととする。

ISO/IEC 17065 に基づく SGEC 森林**認証制度**の業務を行う**認証機関**は、ISO/IEC 17065 に対する認定を保持するとともに本規格本文の要求事項に加え、ISO/IEC 17065 に従う必要がある。

1. 適用範囲

この文書は、SGEC 持続可能な森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に対する要求事項を示すものである。

2. 基準参照文書

本規格を適用するためには、以下の参照文書が不可欠である。日付のある場合、ない場合にかかわらず、参照文書の最新版（改訂を含む）が適用される。

ISO/IEC 17000, 適合性評価—用語及び一般原則

ISO/IEC 17021-1, 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する
要求事項—第1部 要求事項

ISO 19011. マネジメントシステム審査のためのガイドライン

ISO/IEC 17065 「適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」

ISO/IEC 17067 「適合性評価—製品認証の基礎的事項及び製品認証制度のためのガイドライン」

SGEC 規準文書 3 SGEC 持続可能な森林管理—要求事項

SGEC 規準文書 3-1 グループ森林管理認証—要求事項

SGEC 規準文書 6 SGEC 商標使用規則—要求事項

3. 用語と定義

本規格の目的のため、下記に示す定義に加え、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17021-1、SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」及び SGEC 規準文書 3-1 「SGEC グループ森林管理-要求事項」に示される関連する定義が適用される。

3.1 認定機関

認定を行う権限を有する機関。認定とは、適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を実施する能力を有することを正式に示す第三者証明である。（出典：本定義は ISO/IEC 17011 に基づく）。

3.2 影響を受けるステークホルダー

規格の実施によって生活条件及び/又は労働条件が直接的に変化する可能性のあるステークホルダー、若しくは規格のユーザーとなる可能性があり、したがって規格の要求事項の対象となるステークホルダー。

注1：影響を受けるステークホルダーには、近隣のコミュニティ、先住民、労働者などが含まれる。ただし、規格の内容に関心を持つこと（例：NGO、科学界、市民社会など）は、影響を受

けることと同一ではない。

注2：規格のユーザーとなりうるステークホルダーとしては、例えば森林管理規格の場合は森林管理者、CoC 規格の場合は木材加工企業など認証取得者となる可能性のあるステークホルダーが挙げられる。

3.3 審査

適合性評価の対象（これらの要求事項が適用される主体）に関する関連情報を入手し、それを客観的に評価して、規定された要求事項がどの程度満たされているかを判断するプロセス。

注：本文書で使用する「審査（audit）」という用語は、ISO/IEC 17065 で使用する「評価（evaluation）」という用語と同等である。この定義は ISO/IEC 17000 に基づいている。

3.4 審査プログラム

特定の期間に計画され、特定の目的に向けられた一つ又は複数の審査に関する準備（出典：本定義は ISO 19011:2018 第 3.4 条による）。

3.5 審査計画

特定の審査に関する活動及び準備の記述（出典：本定義は ISO 19011:2018 第 3.6 条による）

3.6 認証書

本文書の条項に基づき**認証機関**が発行する文書であって SGEC 森林管理規格に定められている要求事項、又はその他の該当する規格及び要求事項を遵守していることを確認する文書。

注：認証書（certificate）は、認証文書（certification document）と呼ばれることもある。

3.7 認証決定者

審査プロセスに関与しておらず、**認証機関**により認証の決定を任された人又は人のグループ（委員会等）

3.8 認証区域

SFGE 持続可能な森林管理規格に基づく持続可能な森林管理制度によってカバーされている森

林区域。

グループ認証の場合、認証区域はグループ加盟者の森林区域の合計を表す。

3.9 PEFC 評議会認証制度

類似または関連する適合性評価システムを管理するための規則と手順のセット。PEFC 認証制度は PEFC 評議会により維持され、PEFC 承認の国または地域の森林認証制度の実施を通じて現地の条件に適用される。

3.10 SGEC 認証制度

2003 年に日本で制定された持続可能な森林管理と COC 管理の適合性評価のための規格を持つ国内森林認証制度で、2016 年 PEFC 評議会の相互承認を受けた制度。

3.11 認証機関

ISO/IEC 17065 に基づき PEFC 承認認証制度の業務を行う認証機関とは、PEFC 承認認証制度に対する認証を実施する第三者適合性評価機関であり、IAF MLA のメンバーである認定機関により ISO/IEC 17065 に基づき当該システムの認定を受けている機関である。

3.12 顧客組織(クライアント)

グループ組織を含む、森林管理の認証を取得している、又は取得を希望している組織。

注：顧客は認証書の所有者であり、その認証書が対象とする森林区域に関して、森林管理規格の全ての要求事項が確実に満たされる責任を有する。

3.13 腐敗行為

腐敗行為とは、「国連汚職防止条約」に基づき、公務員の収賄、公務員による横領・影響力を行使する取引・職権乱用・不正蓄財、民間企業による贈賄や横領、マネーロンダリング、司法妨害などを指す。

3.14 文書化された情報

組織が管理・維持する必要のある、あらゆる形式・媒体・情報源からなる情報。

3.15 失効した認証

認証の有効期限後、更新が行われないこと

3.16 グループ認証

1つのグループ森林認証のもとでのグループ組織の認証。

3.17 グループ主体

グループ加盟者を代表する法人であり、認証区域内の森林管理が森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の該当する要求事項に適合することに関して全体的な責任を負う。この目的のためにグループ主体は、グループ管理制度を利用する。

注)：グループ主体の構造は、活動、加盟者数、およびその他のグループ組織に関する基礎的条件に則っていないなければならない。グループ主体は、1人の個人によって代表されてもよい。

3.18 グループ森林認証書

1つのグループ森林認証書のもとでのグループ組織の認証。

3.19 グループ組織

持続可能な森林管理規格の実行およびその認証を目的として、グループ主体によって代表される加盟者のグループ。

注1：「グループ組織」という用語はグループが地域の境界線によって規定されている場合は「地域グループ」、又は関連する森林認証制度が選択する他の用語によって定義されている場合はその用語と同等である。

注2：“グループ組織”という用語は、“マルチサイト組織”の特定の形態である。

3.20 情報通信技術

情報通信技術（ICT）とは、情報の収集、保存、検索、処理、分析、伝達のために利用する技術である。ICTには、スマートフォン、携帯端末、ノートパソコン、デスクトップパソコン、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能などのソフトウェアやハードウェアが含まれる。ICTの使用は、審査や評価の場合に、現地及びリモートでのいずれの場合にも適用

できる（出典：IAF MD4:2023）。

3.21 重大な不適合

SGEC の森林認証規格の 1 つ以上の要求事項を満たしていない、又は実施・維持されていないことで、森林管理の機能と有効性にシステミックリスク（一つの問題が、森林の機能、有効性全体に影響を及ぼす）をもたらす可能性があるもの。

注 1: 重大な不適合とは、一つの不適合の場合、あるいは軽微だが関連する複数の不適合があり、それらを総合して重大な不適合と判断される場合があり得る。

3.22 軽微な不適合

SGEC の森林認証規格の要求事項を満たしていない単一の不適合であって、森林管理の機能および有効性そのものにリスクをもたらさないものをいう。

3.23 加盟者

グループ森林認証の対象となる森林所有者／管理者で、**認証区域**において持続可能な森林管理規格の要求事項を実施する能力を有する者。

注：「持続可能な森林管理規格の要求事項を実施する能力」とは、当該主体が森林を管理する長期的な法的権利、土地保有権、伝統的・慣習的な土地保有権を有することが必要であり、一時的な請負者はグループ森林管理認証の加盟者となる資格を持たないこととなる。

3.24 PEFC 認可団体

PEFC 認可団体は、PEFC 評議会から、PEFC 評議会に代わり PEFC 商標ライセンスを発行し、認証機関の告示を行う許可を得ている団体である。通常、認可団体は **PEFC 国別管理団体**である。

3.25 PEFC 国別管理団体 (PEFC NGBs)

PEFC 国別管理団体 (PEFC NGBs) は、当該国において PEFC 制度を制定し実施するために設立された独立した国内組織である。日本では SGEC/PEFC ジャパンが該当する。

3.26 PEFC 公認データベース

森林管理認証の実施に必要なあらゆるデータ、例えば最新の参加者 データや認証の対象となる森林面積などが取得・維持され、適切に保護されている SGEC/PEFC ジャパンのデータベース。

3.27 特別審査

特別審査とは、計画されていない、または審査プログラム外の審査であり、ショートノーティスで実施されることもある。

注：特別審査は、認証範囲の拡大、または苦情や根拠のある懸念の調査のために必要な場合がある。

3.28 レビュー

審査プロセスに関与しておらず、審査に関連するすべての情報および結果をレビューするよう**認証機関**から指定された個人又はグループ（例えば、委員会）。

3.29 根拠のある懸念

SGEC/PEFC 認証制度の要求事項に適合していないこと、および／または SGEC/PEFC ジャパンの風評リスクがあることを示す証拠に裏付けられた情報または苦情

注1：根拠のある懸念とは、顧客組織自身の懸念だけでなく、第三者の懸念もあり得る。

3.30 認証の一時停止

認証機関が認証を一時的に無効にすること。

3.31 技術専門家

審査チームに特定の知識又は専門性を提供する者（出典：ISO/IEC 17021:2015 第 3.14 条に基づく定義）。

注：特定の知識又は専門性とは、組織、プロセス又は審査の対象となる活動に関連するものである。

3.32 認証の終了

認証の有効期間中に、顧客が自主的に認証を取り下げること。

4. 一般的要求事項

4.1 一般的事項

4.1.1 ISO/IEC 17065 に基づく制度については、ISO/IEC 17067:2013 タイプ 6 に従った原則が適用されなければならない。

4.2 法的及び契約事項

4.2.1 認証の合意

4.2.1.1 認証機関は、法的強制力のある認証契約を顧客との間に確立しなければならない。

4.2.1.2 顧客との認証契約書には、以下を明確に規定するものとする：

- a) 認証機関が適用する ISO/IEC 規格
- b) 認証機関の認定状況、認定範囲、及び認定書を発行した認定機関
- c) 認証機関の SGEC 公示状況、公示の範囲

注：加盟者は、契約書に直接署名せず、適用される法律に従ってグループ主体内で責任を委任することもできる。

4.2.1.3 認証契約には、少なくとも以下内容を含めなければならない。

- 要求事項の実施：

- a) 適切な実施を含め、認証の要求事項を満たすという顧客のコミットメント
- b) 認証の要求事項に変更があった場合、合意された移行期間内に変更を実施すること
- c) 現在及び前回の認証サイクル期間における認証の要求事項の遵守記録の保持に関する顧客のコミットメント
- d) 認証の要求事項に適合する能力に影響を及ぼす可能性のある変更があった場合、30 日以内に認証機関に通知する顧客の義務

- 審査プロセス

- e) 要請に応じて、認証プロセス中の認定機関、PEFC 評議会、及び/又は SGEC/PEFC ジャパンならびに労働者や労働組合の代表者及び取引組合のオブザーバーにアクセスを提供すること（例えば、活動の立会いや検証審査など）に関する顧客のコミットメント。
- f) 審査の実施と苦情の調査のために必要な準備を行うことに関する顧客のコミットメント。
- g) 認証機関が第 7.6.3 項に従って行う特別審査の条件、及び特別審査の受け入れに対する顧客のコミットメント。

- 商標の使用

- h) SGEC の商標および認証機関の商標を、該当する全ての要求事項を遵守するとともに認証の範囲と整合性をもって使用すること、また、誤解を招くような、あるいは無許可の、あるいは SGEC 又は PEFC、**認証機関**、**認定機関**の信用を失墜させるような言及や主張を行わないことの顧客のコミットメント。
- i) 認証の一時停止、取消又は終了の場合には、認証に関する言及を含むすべての広告の使用を停止するとともに、必要に応じ SGEC **認証制度**が要求する措置（認証文書の返却等）をとることの顧客のコミットメント。
- j) 認証の一時停止、取消又は終了、もしくは認証を受けている制度又は規格の SGEC による承認の一時停止又は終了の場合には、SGEC 主張又は SGEC 商標の使用を全て中止することの顧客のコミットメント。
- k) **顧客**が認証文書のコピーを他者に提供する場合、文書は全文又は**認証制度**により定められた方法で複製されなければならない。
- l) 認証要求事項の遵守に関連して受け取った全ての苦情および**根拠のある懸念**の記録を保管することの顧客のコミットメント。
- m) 苦情及び認証の要求事項遵守に影響を及ぼす全ての不備に関して、適切な措置を講じることの顧客のコミットメント。
- n) 全ての苦情及び**根拠のある懸念**の記録を、**認証機関**、PEFC 評議会、SGEC/PEFC ジャパン及び/又は**認定機関**の要請に応じて提供することの顧客のコミットメント。

4.3 公平性の管理

4.3.1 **認証機関**は、認証活動に関与する要員に顧客との利害の対立がなく、かつ顧客から独立していることを確保するための手順を設けなければならない。

4.4 機密保持

4.4.1 **認証機関**は、適用されるすべてのプライバシーおよびデータ保護法を遵守しなければならない。

4.4.2 **認証機関**は、SGEC/PEFC ジャパンとの間で、データ保護に関連する合意書を締結しなければならない。この合意書は、個人データ保護に関する各当事者の権利と義務を規定しなければならない。この合意書は、データ処理の具体的事項（その範囲や目的など）に加え、管理者と処理者の関係を規定するものである。

4.5 リスクに基づくアプローチ

持続可能な森林管理認証を実施する**認証機関**は、リスクベースのアプローチに従い、ISO/IEC 17021-1 の条項 4.8 に記載されているすべての原則を適用する必要がある。

5. 資源に関する要求事項

5.1 認証活動に携わる要員

5.1.1 一般的事項

5.1.1.1 **認証機関**は、認証活動に携わる要員が、SGEC 及び PEFC 固有の知識を含めこれらの活動に対応した適切な知識及び能力を有していることを確実にしなければならない。

5.1.1.2 SGEC 認証に携わる全ての要員は、その役割及び責任に応じて SGEC 制度及び認証基準に関する最低限の基本的な知識を有していなければならない。

5.1.1.3 **認証機関**は、安全で、平等な機会を提供し、差別がなく、男女平等を推進し、職場における脅迫やハラスメントのない職場を確保すべきである。適切な研修と内部方針を実施すべきである。

5.1.2 審査員

5.1.2.1 一般的事項

認証機関は、審査員が **PEFC 承認認証制度**及び ISO/IEC 17021 付属書 A の A.2.1 項から A.2.11 項の要求事項に従い、個人属性、知識及び技能を有していることを確実にするための文書化されたプロセスを保有しなければならない。

5.1.2.2 教育

5.1.2.2.1 **認証機関**は、審査員が少なくとも第 3 期教育に相当する知識を有することを確実にしなければならない。具体的には、以下の資格を有する者とする。

- a) 林業に関するコースを含む第 3 期教育修了者
- b) 技術士（森林部門）
- c) 森林総合監理士（フォレスター）
- d) 林業技士（森林総合監理部門）
- e) 林業普及指導員経験者

- f) 林業改良普及員（AG）経験者
- g) 林業専門技術員（SP）経験者
- h) 林業経営・管理・指導・研究経験者

注：第3期教育は、中等教育を提供する学校を修了した後の教育レベルである。第3期教育は、大学（university と college）、専門学校等で受けることができる。

5.1.2.2.2 認証機関は、審査員が正式な林業関連コースを受講していることを確実にしなければならない。

5.1.2.2.3 林業に関連する特定の教育（要求事項 5.1.2.2.2）については、認証機関が必要な教育と同等であることを証明できる場合、この分野での就業経験で代替することができる。

5.1.2.3 実務経験

5.1.2.3.1 認証機関は、審査員が関連分野（林業、生物多様性、天然資源管理など）で最低3年間のフルタイムの専門的な経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.2.3.2 審査員が林業、生物多様性又は天然資源管理に関する第3期教育を修了している場合、実務経験の合計年数を1年短縮することができる。

注：第3期教育は、中等教育を提供する学校を修了した後の教育レベルである。第3期教育は、大学（university と college）、専門学校等で受けることができる。

5.1.2.4 SGEC 森林管理研修

認証機関は、新規の審査員が、SGEC/PEFC ジャパンが実施する SGEC 森林管理制度に関する PEFC 評議会が承認した初期研修を受けていることを確実にしなければならない。

注：SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトには、受講できる研修に関するさらなる情報が掲載される。

5.1.2.5 審査員研修

認証機関は、審査員が ISO 19011 に基づく審査技術に関する研修を成功裏に修了していることを確実にしなければならない。

5.1.2.6 審査経験

認証機関は、審査員の最初の資格認定において、当該審査員が研修中の審査員として、過去1年以内に、資格のある審査チームリーダーの指導の下、森林管理または同等の分野（例えば、

森林外樹木、森林または生物多様性、天然資源管理などの関連分野における ISO 9001、14001、または 45001 審査の経験)において少なくとも 40 時間の審査経験を有していることを確認しなければならない。

注：研修中の審査員としての 40 時間の審査は、異なった種類の審査（初回審査、サーベイランス審査、再認証審査）を含むべきである。

5.1.2.7 力量

5.1.2.7.1 認証機関は、審査員が以下の分野の知識および技能を適用する能力を示すことを確実にしなければならない。

- a) SGEC 森林管理規格（SGEC 規準文書 3 および 規準文書 3-1）の原則、目的、要求事項、基準、指標
- b) 審査の原則、手順、テクニック、及び審査員が様々な審査において一貫した体系的な方法で実施されることを確実にするためにそれらを適用する方法。
- c) 組織の規模、構造、機能、関係先、全般的なビジネスのプロセス、リスクマネジメント、及び文化や社会的観点を含む顧客組織の管理。
- d) 森林管理要求事項の適用地域における社会人口動態、持続可能性の問題、文化的な問題（男女平等を含む）、先住民の利益と価値、該当する場合は先住民条約、および労使関係に関する適切な知識。
- e) 法律、規制、その他の関連要求事項に関する知識。これには以下が含まれる。
 - i. 約および協約および/または労働協約（該当する場合）
 - ii. 社会、労働者、労働組合の権利、労働者の労働安全と健康をカバーするものを含む、国の森林ガバナンスと法執行制度
 - iii. 労働者の権利に関する国際条約（ILO 基本条約）
 - iv. 林業、森林産品貿易及び樹木産品に関する国際協定および条約
- f) 資源調査・計画・保護・管理、生態学的に重要な森林地域の特定と管理、炭素蓄積量、生物多様性、林業施業の技術的側面及びその影響等技術に基づく森林管理の原則。
- g) 森林モニタリングと管理に適用される地理情報システム(GIS)の理解と解釈能力
- h) オンラインでの文書、データ、記録、機密データ、データのプライバシー保護の管理及び統制
- i) リスク評価技術の適用

5.1.2.7.2 認証機関は、審査チームが、審査範囲に必要な全ての能力をチーム全体として兼ね備えるような個人で構成されていることを確実にしなければならない。

5.1.2.8 審査員資格の維持

5.1.2.8.1 SGEC 森林管理研修

5.1.2.8.1.1 認証機関は、審査員の資格を維持するために、認証活動を実施する資格を有する審査員が、SGEC 森林管理規格の新たなバージョン、または森林管理認証機関に関する要求事項を含む規格が発行されるたびに PEFC 評議会が承認した SGEC/PEFC ジャパンの森林管理更新研修に参加することを確実にしなければならない。

5.1.2.8.1.2 認証機関は、審査員が改正された規格に基づく認証活動を実施する前に、そのような更新研修が確実に完了するようにしなければならない。

5.1.2.8.2 審査経験

5.1.2.8.2.1 認証機関は、審査員の資格を維持するために、審査員が森林管理または同等の分野（例えば、森林外樹木、森林または生物多様性、天然資源管理などの関連分野における ISO 9001、14001、または 45001 審査）において少なくとも年間 40 時間の審査を実施することを確実にしなければならない。

5.1.2.8.2.2 法定休暇、長期の病気、または認証サービスを提供する機会がないなどの例外的な状況において、5.1.2.8.2.1 を遵守できない審査員は、2 年以内に有資格審査員の監督下で 20 時間の森林管理審査を実施するか、もしくは審査員が認証活動に復帰する前に認証機関による正式な能力評価を受けなければならない。

5.1.3 審査チーム

5.1.3.1 一般的要求事項

5.1.3.1.1 ISO/IEC 17021-1 の 9.2.2 項に規定されているすべての要求事項が、持続可能な森林管理認証を提供するすべての認証機関に適用されなければならない。

5.1.3.1.2 審査チームは、第 5.1.2.7 項に規定する要求事項を満たす審査員で構成されなければならない。

5.1.3.1.3 認証機関は、審査チームリーダーを含む、審査チームの選定および任命のための文書化された手順を保有しなければならない。

5.1.3.1.4 認証機関は、審査チーム内のジェンダーバランスを考慮しなければならない。

5.1.3.2 技術専門家

5.1.3.2.1 認証機関は審査チームを支援する技術専門家を関与させることができる。技術専門家は顧客から独立していなければならない、また、その氏名および所属は審査報告書に記載され

なければならない。

5.1.3.2.2 **認証機関**は、可能性のあるいかなる利益相反も、宣言され管理されることを確実にしなければならない。

5.1.3.2.3 **認証機関**は、技術専門家が業務の範囲内の事項を審査チームリーダーへ報告することとし、認証の決定や発見事項の作成を行わないことを確実にしなければならない

5.1.3.3 翻訳者及び通訳者

5.1.3.3.1 審査の際に採用される翻訳者及び通訳者は、**顧客**から独立していなければならない。

5.1.3.3.2 独立した翻訳者及び/又は通訳者が利用できない場合、当該翻訳者の名前及び**顧客**との関係を審査報告書に記載しなければならない。

5.1.3.3.3 **認証機関**は、いかなる利益相反の可能性についても管理されていることを確実にしなければならない。

5.1.4 レビュー者及び認証決定者

5.1.4.1 一般的事項

5.1.4.1.1 **認証機関**は、レビュー及び決定プロセスに関与する個人又はグループが、ISO/IEC 17021-1 附属書 A3 に定める力量要求事項に適合していることを確実にしなければならない。

5.1.4.1.2 **認証機関**は、認証に関連する決定に対して責任を負い、またその権限を保持しなければならない。

5.1.4.1.3 **認証機関**は、**レビュー者**及び**認証決定者**が審査チーム及び**顧客**から独立していることを確実にしなければならない。

5.1.4.1.4 **認証機関**は、レビュー及び決定プロセスに関与する要員が、当該要員による本規格の要求事項の遵守を含む、**認証機関**と法的な拘束力を有する関係を有することを確実にしなければならない。

注：**レビュー者**と**認証決定者**は、同一人物であっても良い。

5.1.4.2 教育

5.1.4.2.1 **認証機関**は、**レビュー者**および**認証決定者**が、林業に関連するコースを含む、又は林業に関連するコースにより補完される、少なくとも第3期教育に相当する知識を有することを確実にしなければならない。具体的には、以下の資格を有する者とする。

- a) 林業に関するコースを含む第3期教育修了者
- b) 技術士（森林部門）
- c) 森林総合監理士（フォレスター）
- d) 林業技士（森林総合監理部門）
- e) 林業普及指導員経験者
- f) 林業改良普及員（AG）経験者
- g) 林業専門技術員（SP）経験者
- h) 林業経営・管理・指導・研究経験者

注：第3期教育は、中等教育を提供する学校を修了した後の教育レベルである。第3期教育は、大学（university と college）、専門学校等で受けることができる。

5.1.4.2.2 認証機関は、レビューアと認証決定者が正式な林業関連コースを受講していることを確実にしなければならない。

5.1.4.2.3 林業に関する特定の教育（5.1.4.2.2）については、認証機関が必要な教育と同等であることを証明できる場合、この分野での実務経験で代替できる。

5.1.4.3 実務経験

5.1.4.3.1 認証機関は、レビューアおよび認証決定者が、レビューする審査のタイプに応じた適切な経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.4.3.2 認証機関は、レビューアおよび認証決定者が適合性審査における最低3年間のフルタイムの経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.4.3.3 レビューア及び/又は認証決定者が関連分野（林業、生物多様性、天然資源管理など）に関する第3期教育を修了している場合、実務経験年数の合計年数を1年短縮することができる。

注：第3期教育は、中等教育を提供する学校を修了した後の教育レベルである。第3期教育は、大学（university と college）、専門学校等で受けることができる

5.1.4.3.4 SGEC の森林管理審査員の資格を有する者は、要求される最低実務経験を既に満たしていると見なされる。

5.1.4.4 SGEC 森林管理研修

5.1.4.4.1 認証機関は、新規のレビューア及び認証決定者が、SGEC/PEFC ジャパンが実施する

SGEC 森林管理制度に関する PEFC 評議会が承認した初期研修を受けていることを確実にしなければならない。

5.1.4.4.2 認証機関は、新規の**レビュー**ー及び**認証決定者**が認証活動を開始する前に、研修を成功裡に修了していることを確実にしなければならない。

注：SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト、受講できる研修に関するさらなる情報が掲載される。

5.1.4.5 審査研修

認証機関は、**レビュー**ー及び**認証決定者**が ISO 19011 に基づく審査技術に関する研修を成功裏に修了していることを確実にしなければならない。

5.1.4.6 審査経験

レビューー又は**認証決定者**の最初の資格付与に当たって、**認証機関**は、**レビュー**ー又は**認証決定者**が既に少なくとも 8 時間の PEFC あるいは SGEC 森林管理審査（例；森林外樹木、ISO9001、14001、或いは 45001、林業或いは関連業界での審査経験、生物多様性、天然資源管理）にオブザーバーとして参加していることを確実にしなければならない。当該オブザーバー参加は、オープニング会議、事務所審査の一部、現場審査の一部及びクロージング会議を含まなければならない。

5.1.4.7 力量

5.1.4.7.1 認証機関は、**レビュー**ー及び**認証決定者**が以下の分野における知識および技能を適用する能力を有することを確実にしなければならない。

- a) SGEC 規準文書 3 及び規準文書 3-1 の原則、目的、要求事項、基準、指標
- b) 先住民の利益と価値観、社会人口動態、持続可能性に関わる課題、文化的課題（含男女平等）、該当する場合は労使関係の知識等。
- c) 森林管理、労働問題、並びにデータプライバシー及び保護に関する法令、規則、その他の関連要求事項に関する知識。
- d) 森林管理の原則。
- e) オンラインでの文書、データ、記録の管理と管理。及び
- f) リスク評価技術の適用

5.1.4.7.2 認証機関は、**レビュー**ー及び**認証決定者**のチームが、審査の範囲にとって必要な全ての能力をチームとして有するような個人で構成されていることを確実にしなければならない。

5.1.4.8 レビューー又は**認証決定者**の資格維持

5.1.4.8.1 SGEC 森林管理研修

5.1.4.8.1.1 レビューー又は**認証決定者**の資格維持のため、**認証機関**は、有資格のレビューー又は**認証決定者**が、PEFC 評議会が承認した SGEC 森林管理更新研修に参加することを確実にしなければならない。認証機関は、対応する認証活動を行う資格のある SGEC 森林管理規格の改訂版が発行されるたびに、または、森林管理認証の要求事項を含む規格が発行されるたびに、PEFC 評議会が承認した SGEC 森林管理研修に参加することを確実にしなければならない。

5.1.4.8.1.2 **認証機関**は、審査員または**認証決定者**が改訂版に対する認証活動を実施する前に、かかる再教育訓練が正常に終了していることを確認するものとする。

5.1.4.8.2 審査経験

認証機関は、レビューー又は**認証決定者**の資格維持のため、有資格のレビューー又は**認証決定者**が森林管理または同等の分野（例えば、森林外樹木、森林または生物多様性、天然資源管理などの関連分野における ISO 9001、14001、または 45001 審査）の審査に事務所審査、現場審査、クロージングミーティングの一部を含み少なくとも 2 年毎に 16 時間オブザーバーとして参加することを確実にしなければならない。

注) オブザーバー参加は、ICT を用いて遠隔で行うことができる。

5.2 要員に関する記録と年次モニタリング

5.2.1 **認証機関**は、本章の要求事項に対する要員の能力を示す記録を維持しなければならない。

注：記録はデジタル形式で保有できる。

5.2.2 **認証機関**は、森林管理審査員のパフォーマンスを、審査の頻度および活動に関連するリスクレベルに基づき、審査報告書のレビューや顧客のフィードバック等の手法により、毎年モニターしなければならない。

5.2.3 **認証機関**は、モニタリングの一環として、少なくとも 3 年に 1 度、森林管理審査員一人一人の観察を行わなければならない。

5.2.4 **認証機関**は、森林管理審査員のパフォーマンスに関する**文書化された情報**を保存しなければならない。

5.2.5 **認証機関**は、審査員のパフォーマンスのモニタリング及び観察の結果を研修ニーズの特

定のために用いなければならない。

表： 資格要求事項の概要

| | 審査員 | レビューー及び認証決定者 |
|------|---|---|
| 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ● 少なくとも第3期教育に相当する知識 ● 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> a) 林業に関するコースを含む第3期教育修了者 b) 技術士（森林部門） c) 森林総合監理士（フォレスター） d) 林業技士（森林総合監理部門） e) 林業普及指導員経験者 f) 林業改良普及員（AG）経験者 g) 林業専門技術員（SP）経験者 h) 林業経営・管理・指導・研究経験者 ● 林業に関連した正式なコース ● 林業セクターの業務経験は、要求されている教育と同等のものであると認証機関が示すことができる場合には、林業に関する特定の教育を代替することができる | |
| 実務経験 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関連分野（林業、生物多様性又は天然資源管理等）における少なくとも3年間のフルタイムかつ専門的な業務経験。 ● 審査員が林業、生物多様性又は天然資源管理における第3期教育を修了している場合には、1年間の短縮可。 | <ul style="list-style-type: none"> ● レビュー対象となる審査のタイプに応じた適切な経験 ● 少なくとも3年間のフルタイムの適合性審査経験。 ● レビューー及び/又は認証決定者が関連分野（林業、生物多様性、天然資源管理等）の第3期教育を修了している場合は、1年間の短縮可。 ● 有資格のSGEC森林管理審査員は、必要な最低限の業務経験を有しているとみなす。 |
| 研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査活動を開始する前に、SGEC/PEFC ジャパンの初期研修を受講すること。 ● ISO/IEC 19011 | |
| 審査経験 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査員は、研修中の審査員として、前年度中に有資格の審査チームリーダーの指導の下で少なくとも40時間の森林管理認証を実施すること | <ul style="list-style-type: none"> ● レビューー又は認証決定者は、森林管理審査のオブザーバーとして少なくとも8時間参加すること。オブザーバーとしての参加は、オープニング会議、事務所審査の一部、現場審査の一部及びクロージング会議を含まなければならない。 |

| | | |
|--------------|--|---|
| 力量 | 要求事項 5.1.2.7 を参照 | 要求事項 5.1.4.7 を参照 |
| 資格の維持 | | |
| 研修 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査員が認証活動を行う資格に関連する SGEC 森林管理規格の新版、または SFM 認証機関に関する要求事項を含む規格が発行される都度、SGEC/PEFC ジャパンの更新研修を受講すること。 ● 改正された規格に基づく認証活動を行う前に、更新研修を修了していること。 | |
| 審査経験 | <ul style="list-style-type: none"> ● 年間に、少なくとも 40 時間の森林管理審査、或いは同等の審査。 ● 法定休暇や長期疾病、認証業務を与えられない機会がないなどの例外的な状況において、5.1.2.8.1 項を遵守できない審査員は、有資格審査員の監督のもとで、2 年のうちに 20 時間の森林管理審査を実施するか、もしくは審査員が認証活動に復帰する前に認証機関による正式な能力評価を行うこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2 年ごとに少なくとも 16 時間、森林管理審査にオブザーバーとして参加。オブザーバー参加は、事務所審査の一部、現場審査の一部及びクロージング会議を含まなければならない。 |

注：本表は、審査員、**レビュー**及び**認証決定者**の資格要求事項の概要を示す。実際の要求事項は、規格本文を参照のこと。

6. 情報に関する要求事項

6.1 公開情報

6.1.1 一般的事項

6.1.1.1 **認証機関**は、要求に応じて、顧客および潜在的**顧客**に対し、料金体系の詳細と認証の取得および維持にかかる推定費用を提供しなければならない。

6.2 認証文書

6.2.1 認証書

6.2.1.1 **認証書**には、最低限以下の情報が含まれていなければならない。

- a) **認証機関**の識別情報。
- b) **顧客**の名称と住所。
- c) 固有の認証コード
- d) **認証書**のタイプ（個別またはグループ森林）

- e) 発行場所と日付。
- f) 認証の承認、延長又は更新日、及び有効期限又は更新の期限。
- g) 発行機関のロゴ及び/又は署名。
- h) 認証の範囲及び認証が発行される規格の範囲。
- i) **認定機関**の認定マーク（該当する場合は認定番号を含む）。
- j) SGEC/PEFC ジャパンの SGEC のロゴ及び認定機関の SGEC 商標ライセンス番号を付した SGEC のロゴ
- k) **認証書**の対象となるヘクタール数、及び（**グループ森林認証**の場合は）**加盟者数**の最新情報は SGEC データベースで確認することができる旨の注記。

6.2.1.2 認証文書の発効日は、認証の決定日より前であってはならない。

6.2.1.3 認証コードは、4つ部分の情報からなり、それぞれの部分はダッシュで分割され、AAAACC-SGECXX-FM#####(-#)のように表わされる。ここで、

- AAAACC は、**認証機関**の略号である。「AAAAA」は、**認証書**を発行した**認証機関**の可変長の英文字の略号である。英文字の英字（A～Z）のみが含まれ、スペースはない。

- 「CC」は、ISO 3166 Alpha2 の国別コード (<https://www.iso.org/obp/ui/#search>) であり、**認証機関**の国別事務所を中央事務所から区別するために使用される。日本コードは 31 である。

- SGECXX。「XX」は森林管理規格が属する国の略号。日本略号はである。

- FM。PEFC によって承認された森林管理規格

- #####。**認証機関**によって与えられる認証取得者の識別番号。

- (-#)。オプションとして、**認証機関**が付与する**グループ加盟者**の識別番号（該当する場合）。

注：カッコ()は、認証番号に含めてはならない。上記は表示のために使用しているだけである。

注：**認証機関**は、識別番号の長さおよび桁数を定めることができる。また、**グループ加盟者**のオプションとしての識別番号も同様である。

例：XWZ-PEFCRO-FM-877506（XWZ は、存在しない**認証機関**の仮の略称）。

例：XWZ-SFI-FM-877506、XWZ-SGEC-FM-877506（XWZ は、存在しない**認証機関**の仮の略称）。

例：XWZ-PEFCIN-TOF-877506（XWZ は、存在しない**認証機関**の仮の略称）。

6.2.1.4 **認証機関**の略号は PEFC 評議会により調整される。2つの**認証機関**が同じ略号を持つこ

とはできない。

注：認められた**認証機関**の略号は PEFC ウェブサイトの、“ Find Certification Bodies” のセクションで示される

6.2.1.5 認証機関は、SGEC 森林管理規格に基づき発行する PEFC が承認したすべての認証書の認証コードについて、同一の略号を用いなければならない。

6.2.1.6 個別認証書が複数の森林区域を含む場合、これらの地域は**認証書**又は**認証書**の付属書に記述されなければならない。

6.3 認証の言及とマークの使用

6.3.1 認証機関が認証文書に SGEC 商標を使用する場合、又は SGEC 森林**認証制度**に関連する他のいかなる目的のために SGEC 商標を使用する場合であっても、当該使用は **SGEC/PEFC ジャパン**が発行した有効なライセンスに基づき、SGEC 規準文書 6「SGEC 商標規則-要求事項」に従ってのみ為されなければならない。

6.3.2 認証機関は**顧客**に対し、発行された**認証書**に記載されている SGEC 商標は、顧客が SGEC 森林**認証制度**を遵守していることを示すものであり、顧客が有効な SGEC 商標ライセンスを保有していない限り、**顧客**に商標を使用する権利を与えるものではないことを知らせなければならない。

注：**顧客**は、**SGEC/PEFC ジャパン**から SGEC 商標ライセンスを得ることができる。

6.4 機密保持

6.4.1 認証機関は、**顧客**からの個人データの収集を認証目的に不可欠なものに限定しなければならない。個人データの収集は、常に適用される法令を遵守して実施されなければならない。

注：このための一方法として、連絡先として一般的な情報、及び個人のメールアドレスの代わりに一般的な電子メールを提供することが挙げられる。例えば、認証マネージャー、[c HYPERLINK "mailto:certificationmanager@xmail.com"](mailto:certificationmanager@xmail.com)ertifi [HYPERLINK "mailto:certificationmanager@xmail.com"](mailto:certificationmanager@xmail.com)など。

6.5 認証機関と PEFC 評議会及び/又は SGEC/PEFC ジャパンの間の情報交換

6.5.1 認証機関は、認証の承認、一時停止、終了、取消、認証範囲の変更又は認証に影響する全ての変更、若しくは**認証機関**が PEFC に報告しなければならない情報を、SGEC/PEFC ジャパンに、ただちに通知しなければならない。

6.5.2 認証機関は、PEFC 評議会又は SGEC/PEFC ジャパンの要請に従い、情報を収集し報告しなければならない。

6.5.3 認証機関は、審査の都度面積のヘクタール数を確認し、少なくとも年1回、PEFC 評議会または SGEC/PEFC ジャパンに変更の有無を通知しなければならない。

6.5.4 SGEC のレピュテーションリスクが懸念される場合、認証機関は要請により SGEC/PEFC ジャパンに、完全な審査報告書や未解決の不適合に関する情報など、認証プロセスや顧客に関連するあらゆる情報を提供しなければならない。

6.6 影響を受けるステークホルダーの参画

6.6.1 一般的事項

6.6.1.1 認証機関は、審査プロセスにおいて顧客による影響を受けるステークホルダーの参画プロセスが効果的かどうかを検証しなければならない。

6.6.1.2 審査プロセス中、影響を受けるステークホルダーが提供した情報がある場合は、認証機関はその情報を考慮しなければならない。

注：この参画プロセスは、顧客及び認証機関の通常の苦情処理プロセスを迂回する意図を有するものではない。

6.6.2 影響を受けるステークホルダーの参画プロセス

6.6.2.1 認証機関は、影響を受けるステークホルダーの参画のための文書化された手順を保有しなければならない。この手順は、このような参画がいかなる場合でも認証機関及び顧客の業務の公平性、独立性、及び機密保持に悪影響を与えるものでないことを確実にしなければならない。

6.6.2.2 影響を受けるステークホルダーの参画のための認証機関の手順は、次のステップを含まなければならない。

- a) 顧客によるステークホルダーの特定の有効性についての確認
- b) 顧客による審査の告示の確認。
- c) 必要に応じ、審査プロセス中の影響を受けるステークホルダーの参画。
- d) 認証報告書の概要における影響を受けるステークホルダーの参画プロセスの概要。

6.6.3 影響を受けるステークホルダーの特定

6.6.3.1 **認証機関**は、審査に先立って次の情報を提供するよう**顧客**に要請しなければならない。

- a) **影響を受けるステークホルダー**の顧客による特定に関する情報。
- b) これらのステークホルダーの関連ニーズと期待。

注：SGEC 規準文書3 「持続可能な森林管理 - 要求事項」の第4.2項では、SGEC FM 認証保有者は影響を受ける利害関係者の関連するニーズと期待を決定する必要があると規定されてる。

- c) これらが、森林管理においてどのように考慮されるかについて。

6.6.3.2 **認証機関**は、審査を計画する場合において上記の情報を考慮しなければならない。

6.6.4 審査の公表

6.6.4.1 **認証機関**は、初回監査または再認証審査の日時について審査の30日前までに影響を受ける利害関係者に公表しなければならない。

6.6.4.2 公表は、顧客または認証機関自身が行うことができる。

6.6.4.3 発表では、審査プロセス中に、審査員が顧客と影響を受ける利害関係者との関わりを評価することを説明するとともに、顧客に対し影響を受ける利害関係者からの書面による関心表明を求めることを要求しなければならない。

6.6.5 審査プロセス中の影響を受けるステークホルダーの参画

6.6.5.1 **認証機関**は、告示中に受領したフィードバックを考慮し、認証要求事項の審査との当該フィードバックの関連性を評価しなければならない。**認証機関**は、受理したフィードバック及び規格の全ての要求事項に応じて、審査プロセスの一環として、**影響を受けるステークホルダー**と協議しなければならない。

6.6.5.2 **認証機関**は、**影響を受けるステークホルダー**との協議に当たって、効果的で文化的に適切な手法を採用しなければならない。

6.6.5.3 **審査計画**は、**影響を受けるステークホルダー**の参画に十分な時間を充てるべきである。

6.6.6 審査報告書の概要における影響を受けるステークホルダーの参画プロセスの概要

6.6.6.1 審査報告書の概要には、影響を受けるステークホルダーの参画プロセスの記述が、ステークホルダーのコメントがどのように考慮されたか及びプロセスで明らかになった問題を含め、記述されなければならない。

6.6.6.2 **認証機関**は、ステークホルダーによって提供されたいかなる機密情報も、審査報告書の概要に含まれないことを確実にしなければならない。

7. プロセス要求事項

7.1 認証取得前の活動

7.1.1 申請

認証機関は、森林管理認証の申請の一部として、以下の情報を**顧客**が提供するように要請しなければならない。

- a) 申請**顧客**の名称と住所、会社法人(該当する場合)、及び法的地位(法的事業登録を含む)
- b) 個別森林認証書かグループ森林認証書か
- c) 認証を申請する区域
- d) 認証を申請する森林及びその管理の概要
- e) 技術的施設や資源等の概要(例えば薬品貯蔵庫、倉庫、メンテナンス施設、消火設備、管理事務所など)
- f) 申請が新規申請ではなく認証の移行として扱われるかどうかを評価するための関連情報
- g) 森林管理を目的とした PEFC 認証制度または他の**認証制度**への申請**顧客**又はその法的前任組織の5年間の参加に関する宣言。この情報には、過去5年間の認証の一時停止、取消、終了のほか、特定された不適合、認証決定、取られたであろう全ての是正措置及びその理由並びに最終処理が含まなければならないが、それに限定されるものではない。
- h) SGEC 認証実施の目的で関与したコンサルタントがある場合は、その名称

注1：これらの情報は、顧客組織との最初のコンタクト時に入手する必要はないが、少なくとも申請書のレビューが行われる前に入手する必要がある。

注2：**認証機関**は、追加的な情報を要求することができる。

7.1.2 申請書のレビュー

7.1.2.1 認証機関は第7.1.1項に示された全ての情報が提供された場合は、申請を検討しなければならない。

注：第7.1.2.13項、7.1.2.14項及び7.1.2.15項には、申請が新規申請ではなく、ある**認証機関**から他の**認証機関**への既存の認証の移管である場合に**認証機関**が従うべき要求事項が規定されている。

7.1.2.2 認証機関は、申請のレビューのための文書化された手順を保持していなければならない。

7.1.2.3 認証機関は、審査のレビューにより、認証の対象となる森林管理によってカバーされる活動の複雑さと規模が特定され、評価されることを確実にしなければならない。

7.1.2.4 認証機関は、申請**顧客**に対して認証サービスを提供する能力と実力を有することを確実にするための文書化された手順を保持していなければならない。

- 7.1.2.5 **認証機関**は、申請を受理する決定の妥当性を示す理由を保管しなければならない。
- 7.1.2.6 **認証機関**は、自らの能力と実力を欠いている場合には、認証サービスを提供してはならない。
- 7.1.2.7 受理に先立ち、**認証機関**は、申請**顧客**の受理のための基準を定めなければならない。
- 7.1.2.8 受理のための基準において、申請**顧客**又は法的前任者の現在及び過去のいかなる腐敗行為も特定されなければならない。
- 7.1.2.9 **認証機関**は、当該基準に従い、申請**顧客**、及び該当する場合には全ての法的前任者を評価し、評価の記録を保管しなければならない。評価は、申請**顧客**の認証に対する適性を受理に先立ち決定しなければならない。
- 7.1.2.10 **認証機関**は現在**腐敗行為**に関与している証拠がある場合には申請を却下してはならない。
- 7.1.2.11 過去に**腐敗行為**に関与したことがある場合、**認証機関**は、**腐敗行為**への関与が止まり、申請**顧客**又はその法的前任者が進行中の調査及び/又は制裁の対象になっていないという証拠がない限り、申請を受理してはならない。
- 7.1.2.12 **認証機関**は、森林認証を目的とした申請**顧客**又はその法的前任者の参加について、申請**顧客**から提供された情報を評価しなければならない。SGEC 認証制度への参加が一時停止、取消、または終了している場合、**認証機関**は申請**顧客**が SGEC 認証要求事項を遵守するためのコミットメントと能力を調査しなければならない。調査の結果、遵守能力を欠いている、又は遵守する可能性が著しく低いことが判明した場合、申請**顧客**が遵守能力とコミットメントを有することを示すまで、申請の処理をそれ以上進めてはならない。
- 7.1.2.13 **認証機関**が、当該申請を他の認定**認証機関**が発行した既存の**認証書**の移管として扱うと決定する場合、**認証機関**は IAF MD2 に従って取り扱わなければならない。
- 7.1.2.14 認証の移管の場合、**認証機関**は、**認証書**の移管を受け入れる前に、未解決の**重大な不適合**がすべて解決されていることを確認しなければならない。
- 7.1.2.15 認証の移管は、移管を受け入れる**認証機関**が同一の制度かつ同一の認定規格に従っ

て PEFC に承認されている場合にのみ可能である。

7.1.2.16 認証機関は、申請のレビューの結果を申請**顧客**に対し書面で通知しなければならない。申請が却下される場合は、**認証機関**はその理由を申請**顧客**に対し書面で提供しなければならない。

7.1.3 審査プログラム

7.1.3.1 認証機関は、少なくとも一認証サイクルを含む**審査プログラム**を作成しなければならない。**審査プログラム**は、**文書化された情報**として保管されなければならない。

7.1.3.2 認証機関は、**審査プログラム**を**顧客**に確認しなければならない。**認証機関**は、審査の実施方法及び審査のスケジュールについて**顧客**が同意することを確実にしなければならない。

7.1.3.3 認証サイクルは、**5年を超えてはならない**。

7.1.3.4 審査プログラムを規定する際、**認証機関**は、申請レビューの情報及び結果、並びに（該当する場合には）前回の審査から得られた情報を考慮しなければならない。

注) **審査プログラム**の作成に関するガイダンスは、ISO 19011:2018 第5条に記載されている。

7.1.3.5 認証機関は、季節特有の活動を特定するとともに、5年間の**審査プログラム**により、当該活動が発生したときに評価することができることを確実にしなければならない。

例：季節特有の活動には、例えば、森林の造成、播種、植林、森林火災の軽減および関連する区域の準備活動、または特定の季節にのみ行われる資源状況調査などがあげられる。

7.1.3.6 認証機関は、審査ごとに（定期審査、初回審査、再認証審査）の鍵となる要求事項を考慮しなければならない。鍵となる要求事項は例えば次のようなものである。

- a) 森林転換及び森林劣化に関する要求事項
- b) 生物多様性及び顕著な高炭素蓄積量の維持、保全、強化
- c) 生態学的に重要な森林地域に関する要求事項
- d) ILO 基本条約の遵守
- e) 法令遵守義務
- f) 森林地に関する先住民族の権利、慣習的および伝統的な権利
- g) 保健、安全、労働条件

7.1.3.7 影響を受けるステークホルダーに影響を及ぼす可能性のある認証要求事項、例えば、人権、地域コミュニティ、林地に関連する慣習的及び伝統的権利、保健・安全・労働条件に関

連する要求事項、又はその他の要求事項の顧客の遵守を評価するために、影響を受けるステークホルダーからのフィードバックが緊要であると認証機関が考える場合、認証機関は影響を受けるステークホルダーからのフィードバックを求めなければならない。

7.1.4 リスクをベースとするアプローチ

7.1.4.1 認証機関は、リスクベースのアプローチに従って審査を実施しなければならない。本規格に示された要求事項に加え、ISO/IEC 17065 に基づく制度に対しても ISO/IEC 17021 のリスクベースのアプローチに関する全ての要求事項（ISO/IEC 17021 の第 4.8 条など）が適用される。

7.1.4.2 認証機関は、顧客ごとに付随するリスク特性を定め文書化しなければならない。

7.1.4.3 認証機関は、定期的にリスク特性をレビューし、審査プログラム及び審査計画をそれに従い修正しなければならない。

7.1.4.4 リスクアセスメントの一環として考慮されるべき事項としては、以下があげられる。

- a) 自然的要因（風水害、雪害、病虫獣害、絶滅危惧種等貴重な動植物あるいはその生息地の確認等）
- b) 経済的要因（木材の価格動向、林地開発、樹種の転換、伐採あるいは更新方法の変更、周辺の道路網の変化、森林の売買等）
- c) 社会的要因（労働者の権利の侵害、労働災害、アイヌ民族を含む地域の住民の慣習・権利の侵害、高性能林業機械の導入、外部委託の導入等作業システムの変更、作業員の変更・増減等）

注1： リスク特性は、初回及びステージ2の（認証）評価の期間の決定、及び定期審査及び再認証審査を含む**審査プログラム及び審査計画**の作成に役立てられるものである。

注2： リスクアセスメントを実施する方法に関する情報は、ISO 31000 から得ることができる。

7.1.5 認証時間の決定

7.1.5.1 認証機関は、以下の要素を踏まえ審査時間を決定するものとする。

- a) 認証の対象区域と認証区域・面積の変更。
- b) 森林のタイプ、場所、造林、地理的条件。
- c) 加盟者の数、規模、組織。
- d) フルタイムの従業員数および外部委託業者の数。
- e) 時間労働者（請負業者及び下請け業者を含む）

- f) 事務所、倉庫、作業場、見学者施設、防火タワー及び/又は森林管理の基本となるその他のインフラの数と位置。
- g) 森林管理規格の範囲に含まれる全ての活動に関する全ての外部委託。
- h) 季節的な活動。
- i) 周辺の輸送、道路、林産物の販売など、その他の問題(該当する場合)。
- j) 苦情処理プロセス、有効な顧客の内部モニタリング、内部監査及びレビュープロセスの有効性を含む 管理システム。
- k) 顧客の管理システムに関するものを含む、過去の審査結果。
- l) リスク指標及び第 7.1.4 項によるリスク評価の結果。
- m) 森林管理単位の地理的位置と地域内の森林減少や森林劣化のリスクを特定するためのリモートセンシングツールを使用したチェック

7.1.5.2 認証機関は、SGEC 森林認証制度が定めるところに従い、審査時間を算出する手順を保持しなければならない。

7.1.5.3 認証機関は審査時間を決定し、その決定の正当性を**文書化された情報**として保管していなければならない。

7.1.6 サンプルング

7.1.6.1 認証機関はリスクアセスメントの結果を考慮したサンプルング計画を作成しなければならない。

7.2 計画策定

7.2.1 審査目的、範囲、基準の決定

7.2.1.1 認証機関は、**加盟者**、組織単位、活動、審査されるプロセスなど、審査の範囲、程度、境界を明確に定義しなければならない。

7.2.1.2 認証機関は、審査中に使用するツール及び審査技法を計画しなければならない。該当する場合には、ツール及び技法がどのような目的で使用されるのか、また、どの要求事項がどのツール及び技法によってカバーされるのかを明確に規定しなければならない。

7.2.1.3 認証機関は、審査範囲を定める際、以下の基準を考慮しなければならない。

- a) 代表性：顧客の業務及びプロセスは、無作為に、しかし代表性を有するよう考慮されなければならない。**認証機関**は、評価することが重要であると考えられるプロセスを決定しなければならない。これらのプロセスの有効性は、審査報告書に反映されなければならない。
- b) 保護：森林管理規格の目的達成に大きな影響を与える区域及び特定された生態学的に重

要な森林地域が考慮されなければならない。

- c) 是正：高リスクの区域及び過去に不適合が確認された区域が考慮されなければならない。
- d) 予防：審査対象となる区域は、リスクアセスメントの後、**認証機関**によって決定されなければならない。

7.2.2 審査計画

7.2.2.1 **認証機関**は、個々の審査及び選定された**加盟者**について、リスクに基づく**審査計画**が策定されていることを確認するための文書化された手順を保有しなければならない。**審査計画**は、審査活動を実施し、スケジュールを立てるための基礎を提供するものでなければならない。

7.2.2.2 **認証機関**は審査を計画する際に、現在ある苦情及び**根拠のある懸念**を考慮しなければならない。

7.2.2.3 **審査計画**は、審査期日を含め**顧客**に事前に通知され、合意されなければならない。

注：**審査計画**の作成に関するガイダンスは、ISO 19011:2018 の第 6.3.2 条に記載されている。

7.2.2.4 **認証機関**は、審査所見の確認のために**認証機関**が審査報告書を**顧客**に提出するスケジュールを定めなければならない。

注：**認証機関**は、審査中に入手した情報を十分に評価するためにさらに時間が必要な場合、審査報告書の提出期限を延長することができる。このような場合、**認証機関**は、そのことを**顧客**に通知し、延長の根拠を書面で提示しなければならない。**認証機関**は、そのような変更があった場合、審査報告書の概要にその旨記載しなければならない。

7.3 複数のマネジメントシステム規格

ISO/IEC 17021-1 の第 9.1.6 条に示されるすべての要求事項が適用されなければならない。

注：複数のマネジメントシステム規格に従って審査を計画する場合、リスクに基づいた適切な現地審査を確実にしなければならない。

7.4 初回認証

7.4.1 ステージ 1

7.4.1.1 ステージ 1 審査は、文書レビューおよび「準備」段階のレビューの機能を有する。このステージ 1 の審査の範囲は、少なくとも次の事項から構成されなければならない。

- a) 認証審査の範囲及び目的の確認
- b) 持続可能な森林管理制度の対象となる**加盟者**、場所、活動の確認

- c) 顧客の森林管理関連文書の審査
- d) 森林管理区域の固有の条件の評価
- e) 顧客の内部監査の手順及び管理システムの十全性及びその実施の有効性の評価
- f) 顧客の SGEC 商標の使用手順の適合性及びその効果的な実施についての判断
- g) 顧客による**影響を受けるステークホルダー**の特定、当該ステークホルダーのニーズと期待、及びそれらが森林管理の中でどのように考慮されているか、さらに審査の公告中に**影響を受けるステークホルダー**から受け取ったフィードバックがどのように考慮され、その妥当性が評価されているかの評価。
- h) ステージ 2 の審査で考慮すべき最終的なリスクの判断。
- i) ステージ 2 の**審査計画**の確定。

7.4.1.2 ステージ 1 の審査は、第 7.4.3 項に従い、リモートで実施することができる。

7.4.2 ステージ 2

7.4.2.1 **認証機関**は、森林管理制度、プロセス、手順を含め、顧客による制度の要求事項の実施を評価しなければならない。ステージ 2 審査には、顧客の森林管理活動の森林における現地審査を含まなければならない。適切と認められる場合、**認証機関**は第 7.4.3 項に従い、ステージ 2 審査の一部を ICT を利用して実施することができる。

注：ICT の使用が可能な**審査計画**の要素の例としては、従業員のインタビュー、電子フォーマットでの情報のレビューが挙げられる。

7.4.2.2 ステージ 2 の**審査計画**は、根拠のある懸念がある場合にはその全て及びステージ 1 の審査で判明した所見に基づいて調整されなければならない。

7.5 審査の実施

7.5.1 一般的事項

ISO/IEC 17021-1 の第 9.4 条に示されるすべての要求事項が適用される。

7.5.2 オープニング会議の実施

審査の要素のうちの一部又は全てをリモートで実施する場合、**認証機関**は、IAF MD4（最新版）及び本規格に定めるその他の要求事項に従って、ICT を使用してリモートによるオープニング会議を実施することができる。

7.5.3 クロージング会議の実施

7.5.3.1 審査チームのリーダーは、審査で判明した内容及び認証継続に関連する全ての推奨事項を提示するために、**顧客**の認証管理者及び上級管理職とのクロージング会議を実施しなければならない。この会議の参加者リストを記録しなければならない。

7.5.3.2 審査チームのリーダーは、**顧客**が結論、とりわけ見出された全ての不適合を理解することができたことを確認しなければならない。

7.5.3.3 審査の要素のうちの一部又は全てをリモートで実施する場合、認証機関は、IAF MD4（最新版）及び本規格に定めるその他の要求事項に従って、ICTを使用した正式なクロージング会議を実施することができる。

7.5.4 リモート審査

7.5.4.1 **認証機関**は、適切な場合、ICT方式を使用して、次の項目について遠隔審査を実施することができる。

- a) 初回認証のステージ 1
- b) 定期審査の要素または完全な定期審査全体
- c) **特別審査**
- d) 初回認証審査のステージ 2 の現場以外の部分
- e) 再認証審査の現場以外の部分

例：初回審査または再認証審査のステージ 2 の非現場部分とは、終了会議、不適合の是正、または管理活動である

7.5.4.2 例外的な状況により審査員が**顧客**の現場調査が実施できない場合、審査において7.5.3.1の要件を超えるICT手法を含むことができる。

注：例外的な状況には、国または地域の規則や健康リスクによる制限が含まれる。

7.5.4.3 **認証機関**は、少なくとも次の事項を含むリモート審査の実施に関する文書化された手順を保有しなければならない。

- a) ICTを使用する妥当性を評価するための基準と指標
- b) 使用に伴うリスクとそれが審査の有効性に及ぼす影響の可能性
- c) 利用可能な技術と利用方法
- d) **顧客**の適格性基準
(例：デジタルファイルへのアクセス、文書管理システムへのアクセス)
- e) **顧客**の能力

7.5.4.4 認証機関は ICT の使用に伴うリスクと可能性、及び使用の妥当性に関する評価を行わなければならない。認証機関は、当該評価の**文書化された情報**を保持しなければならない。

7.5.4.5 認証プロセスは、下記の場合に ICT を含むことができる。

- a) ICT により審査の有効性及び効率性を高めることができ、同時に審査/評価プロセスの統合性を維持できる場合。
- b) 認証機関が、使用する審査技術が、顧客の認証基準への適合性に関して十分な信頼性を提供できるとの根拠を示すことができる場合。及び
- c) 第 7.4.3.3 項によるリモート審査の実施手順に従って行われる第 7.4.3.4 項による認証機関の評価が、審査又は審査の一部をリモートで実施しても低リスクである場合
- d) 顧客が、リモートでアクセス可能な集中管理された管理システムを備えており、リモートで審査または審査の一部を実施するために必要な記録を認証機関に提供し得る。

7.5.4.6 移動や医療上の制限のため（例えば、国又は地域の規則若しくは健康上のリスクによる制限）、審査員が**顧客**のサイト訪問を行うことができない場合は、認証プロセスに ICT を含むことができる。

7.5.4.7 認証機関は、ICT を使用する審査員が、適切な研修を受け、ICT 使用の能力を有することを確実にしなければならない。

7.5.4.8 認証機関は、審査中の ICT 使用に先立って、**顧客**の同意を確認するように努めなければならない。

7.5.5 審査報告書の概要

7.5.5.1 認証機関は審査報告書に加え、審査報告書の概要を作成しなければならない。

7.5.5.2 審査報告書の概要には、最低限以下の項目が含まなければならない：

- a) 認証機関の名称と説明、顧客の名称と説明、報告の日付
- b) 審査時点のヘクター数。
- c) 認証区域の説明。
- d) 審査の範囲、目的、プロセス（規格および適用された認証基準、リスク評価の概要、リモート技術が使用されている場合はその技術と使用の正当性を含む）。
- e) 審査計画の概要（日付、利害関係者の関与プロセス、評価された場所と活動、審査期間（該当する場合は、現場審査とリモート審査に費やされた時間の割合）、審査チームの参加人数、資格、経験を含む）。
- f) 審査所見：
 - i. 適合または不適合を示す所見の概要

- ii. 重大な不適合の簡単な説明と不適合を是正する為に講じられた措置の有効性の検証
- iii. 軽微な不適合の簡単な説明
- iv. 軽微な不適合に対処するために講じられた措置の有効性の評価
- v. 以前の審査報告書、および推奨される認証に関する決定

7.5.5.3 審査概要には秘密データを含んではならない。

7.5.5.4 認証機関は、審査概要のコピーを顧客、PEFC 評議会、および/または SGEC/PEFC ジャパンに提供しなければならない。

7.5.5.5 認証機関は、顧客、PEFC 評議会、または SGEC/PEFC ジャパンのいずれかからの要請に応じて、英語で審査概要のコピーを提供しなければならない。

7.5.5.6 審査概要は PEFC データベースで公開され、PEFC ウェブサイトを通じて外部からアクセス可能としなければならない。

7.5.6 不適合の原因分析

7.5.6.1 認証機関は、審査中に特定された不適合を重大と軽微に分類しなければならない。

7.5.6.2 認証機関は、顧客に次の事項を要求しなければならない。

- a) 不適合の根本原因を特定する
- b) 特定された原因に対処するための是正措置計画を作成する
- c) 完了までの期間を指定する
- d) 措置計画の実施に対する責任を割り当てる

7.5.6.3 認証機関は、是正計画を実施する前に、顧客が策定した是正計画を、期限や責任者を含めて評価しなければならない。認証機関は、評価の一環として、是正計画が不適合に適切に対処していることを確認しなければならない。

7.5.6.4 認証機関は、是正計画を拒否した場合には、その理由を説明するとともに、顧客が是正計画をレビューし、再提出できるようにしなければならない。

7.5.7 是正及び是正措置の有効性

7.5.7.1 認証機関は、不適合を解消する前に、審査で特定されたすべての不適合に対する是正措置の有効性を評価しなければならない。

7.5.7.2 **認証機関**は、ICT を用いて現場検証をせずに検証を実施できる場合を除き、**重大な不適合**を現場で検証しなければならない。認証は、ICT を用いて検証を実施できる正当な理由を文書化しなければならない。

7.5.7.3 審査で特定された**重大な不適合**の是正措置の完了及び**認証機関**による検証の期間は、**認証機関**の規則に従うものとするが、3ヶ月を超えてはならない。

7.5.7.4 特定の自然条件又は例外的な状況により、第7.4.5.3項に記載された期間内に是正措置を実施できない場合、**認証機関**は例外を許容することができる。例外の最長期間は12ヶ月であり、正当な理由が文書化されなければならない。

例：例外的な状況とは、パンデミック事態、内戦、治安の欠如、自然災害等である。

7.5.7.5 **認証機関**は、次回の審査までに、**軽微な不適合**に対する是正措置の有効性を検証しなければならない。

7.5.7.6 **重大な不適合**に対処するために講じられた措置が、**認証機関**と合意した期限内に問題を効果的に解決しなかった場合、**認証機関**は必要に応じて**認証**を停止または取り消さなければならない。

7.5.7.7 **認証機関**は、回復不可能な不適合が特定された場合、または**顧客**による意図的な不正行為や詐欺行為があった場合、**認証**を直ちに停止または取り消す手順を備えていなければならない。

注1：回復不可能な不適合とは、合理的な期間内に是正できない、意図的、深刻かつ顕著で重大な不適合をいう。

注2：不正行為には法令違反が含まれる。

7.6 認証の決定

7.6.1 一般

初回の認証および再認証を付与する前に、**認証機関**は以下を行わなければならない：

- a) **重大な不適合**の是正および是正措置の検証、承認、確認
- b) **軽微な不適合**の是正および是正措置に関する計画の検討、承認

7.6.2 認証ステータス

7.6.2.1 **認証機関**は、認証ステータスを次のように定義しなければならない。

- a) 有効
- b) 一時停止

- c) 取消
- d) 終了
- e) 失効

注：さらに、SGEC 森林管理規格や森林**認証制度**の承認が失われた場合又は承認が一時停止された場合、PEFC 評議会は、承認を失った又は承認が一時停止された規格や制度に対して発行されたいかなる**認証書**も、PEFC が承認していないものとみなす。当該状態に応じて PEFC のウェブサイト上で更新され、一時停止または終了の影響を受ける顧客は、いかなる SGEC 主張や SGEC の商標の使用も許されない。

7.6.2.2 認証が終了、一時停止又は取消された場合、または PEFC 評議会が SGEC 森林**認証制度**の承認を一時停止又は終了した場合、**認証機関**は**顧客**に対し、SGEC 商標および主張をそれ以降使用してはならないことを通知しなければならない。一時停止の場合、**認証機関**は**顧客**が遵守しているかモニターしなくてはならない。

7.7 認証の維持

7.7.1 定期審査活動

7.7.1.1 定期審査は、少なくとも年 1 回実施しなければならない。**認証機関**は、**認証書**の有効期限までに少なくとも 4 回の定期審査を実施しなければならない。

注 1：年 1 回とは、12 ヶ月プラス・マイナス 3 ヶ月に 1 回を意味する。

注 2：**認証書**の有効期間が 5 年未満の場合、定期審査の回数を有効期間に応じて減らすことができる。

7.6.1.2 正当と見なされる状況において、**認証機関**は、**顧客**の特性に関連した全体的なリスクレベル及び前回の審査結果に応じて定期審査の頻度を増やすことができる。

7.7.1.3 適切な場合、定期審査の一部または定期審査全体は、次の条件を満たす場合、7.4.3 に従って ICT を使用してリモートで実施できる。

- a) 前回の監査で**重大な不適合**が報告されていない
- b) **軽微な不適合**がリモートで検証可能
- c) **顧客**がリモートでアクセスできる集中管理された管理システムを備えており、審査の実施に必要なすべての記録を**認証機関**に提供している

7.6.1.4 **認証機関**は、遠隔的な手段のみを使用して、連続して 2 回を超える定期審査を実施してはならない。

7.7.2 再認証

ISO/IEC 17021-1 の 9.6.3 項に記載されているすべての要求事項が適用される。

7.7.2.1 一般に、再認証審査は現地審査により実施しなければならない。オープニング会議、クロージング会議、**軽微な不適合**の解決又はその他の管理プロセス、例えば、システムの文書、内部監査のレビュー又は顧客のマネジメントレビューなど、再認証審査の一部の構成要素は、第 7.4.3 項に従いリモートで実施することができる。**審査計画**は、審査のどの構成要素がリモートで効果的に実施できるかを特定しなければならない。

7.7.3 特別審査

7.7.3.1 一般的事項

7.7.3.1.1 **認証機関**は、本章の要求事項に従って、異なるタイプの特別審査を実施することができる。

7.7.3.1.2 オープニング及びクロージング会議、**軽微な不適合**の解決及び管理プロセスなど、**特別審査**の構成要素又は**特別審査**全体を第 7.4.3 項に従ってリモートで実施することができる。**審査計画**は、審査のどの構成要素を効果的にリモートで実施できるかを特定しなければならない。

7.7.3.2 範囲の拡大

認証機関は、**顧客**から範囲の拡大の要請があった場合、認証範囲の拡大のための審査を実施することができる。範囲拡大には、その拡大が認められるかどうかを決定するための評価が必要である。

注：認証範囲の拡大のための審査は、認証森林地域に重大な変更があった場合に実施できる。範囲の拡大は、たとえば、新たな森林タイプに対応するため、または森林管理の重大な変更に対応するために実施可能である。

7.7.3.3 抜き打ち又は短期通知審査

7.7.3.3.1 抜き打ち審査は、顧客が故意に規格の要求事項に違反しているという**根拠のある懸念**を**認証機関**が認識した場合に実施することができる。

7.7.3.3.2 **認証機関**は、顧客が正当な理由なく、抜き打ちまたは短期通知の審査を受け入れない場合、認証書を一時停止または取り消すことができる。

7.7.3.3.3 **認証機関**は、短期通知審査及び抜き打ち審査を実施する条件を定め、それを**顧客**に通知しなければならない。

7.7.3.3.4 当該条件には、**根拠のある懸念**及びその他の理由の調査を含まなければならない。

7.8 異議申し立て

7.8.1 **認証機関**は、**顧客**が認証決定に対して異議を唱えることができるよう、文書化された異議申し立てプロセスを備えなければならない。

注：異議申し立てという用語は、ISO 17000:2020 に定義されている。

7.8.2 **認証機関**は、明確な期限を含め、異議申し立てプロセスを公表しなければならない。

7.9 苦情

7.9.1 **認証機関**は、いかなる個人又は組織であっても認証プロセスに関連して苦情を申し立てることができる、文書化された苦情処理プロセスを保有しなければならない。

注：苦情という用語は、ISO 17000:2020 に定義されている。

7.9.2 このプロセスには、少なくとも、利害関係者が虚偽表示や汚職の可能性のある事例を報告するための公開メカニズムが含まなければならない。

7.9.3 **認証機関**は、明確な期限を含め、苦情処理プロセスを公表しなければならない。

7.9.4 **認証機関**は、調査内容及びその結果、該当する場合には、各当事者が取るべき措置について、苦情申立者に通知しなければならない。

7.9.5 **認証機関**は、**根拠のある懸念**を認識してから 7 日以内に SGEC に通知しなければならない。**認証機関**は、必要な場合には、顧客および/または PEFC 評議会にも通知しなければならない。

7.9.6 **認証機関**は、SGEC からの要請に応じて、顧客に関する**根拠のある懸念**および苦情に関連する調査の詳細（結果を含む）を提供しなければならない。要請に応じて、情報は PEFC 評議会にも提供されなければならない。

7.9.7 **認証機関**は、SGEC の要請に応じて、SGEC 認証制度に関連する苦情の概要を提供しなければならない。この概要は、SGEC の要請があれば英語で提供されなければならない。

注：苦情の概要には、対象とする期間と対象とする情報がふくまれていなければならない。この概要には、次の内容を含むことができる。

- a) 異議申立人/苦情申立人の識別情報（公開を条件とする）。
- b) 認証書番号を含む**顧客**の識別情報（グループ森林認証の場合は苦情に関する**加盟者**の

識別情報)。

- c) 内容
- d) 苦情対象者
- e) 苦情処理プロセスの概要
- f) 違反している要求事項
- g) 証拠
- h) 苦情に関する結論/解決方法

7.9.8 認証機関は、要求に応じて、顧客に対して受け取った**根拠のある懸念**の調査に関する情報を **PEFC 評議会**および **SGEC/PEFC ジャパン**に提供しなければならない。

7.10 記録

7.10.1 ISO/IEC 17021-1 の第 9.9 条のすべての要求事項が適用される。

8. マネジメントシステム要求事項

8.1 一般的事項

8.1.1 **認証機関**は、**顧客**に適用される森林管理に関する地方、国及び国際的な法令を記録し、追跡するシステムを保持しなければならない。

注：適用される法令の一覧は附属書 6 に記載されている。

8.1.2 **認証機関**は **PEFC 評議会**又は **SGEC/PEFC ジャパン**の要請に応じてモニタリング活動に必要なあらゆる情報を提供しなければならない。これには、利益相反や公平性のリスク管理の情報、**顧客**による不適合を特定し、対処するための**認証機関**の規則と手順を含むがそれに限定されない。

8.1.3 苦情及び異議申し立てメカニズムに加え、**認証機関**は、虚偽表示又は腐敗を特定し抑制するための活動を含むモニタリング活動を実施しなければならない。

8.1.4 **認証機関**は、苦情や異議申し立て等、SGEC 認証に関する情報を提供する**影響を受けるステークホルダー**又は他のいかなる者についても機密及び安全を守らなければならない。

8.2 認証機関の内部監査

8.2.1 **認証機関**は、要請により、SGEC 森林管理認証の実施に関するものに限り年次内部監査の結果の概要を **PEFC 評議会**又は **SGEC/PEFC ジャパン**に提供しなければならない。

附属書 1 : グループ森林管理認証

1. はじめに

本附属書には、**グループ認証**を業務とする**認証機関**が実施する、この SGEC 規準文書 3-1 本体に記載される要求事項の補完的**要求事項**を含むものである。本附属書は、規格本文とともに実施されなければならない。これらの補完的**要求事項**は、**グループ認証顧客**の**森林管理**が**森林管理規格**に適合していることに関し、**審査**を通じて全ての**参加者**について十分な信頼性を付与すること、及び**審査**が**経済的にも運用上も実際的かつ実行可能**であることを**確実に**することを目的としている。

2. 法的及び契約上の事項

2.1 認証契約

2.1.1 認証契約は、**認証機関**が**グループ認証**の**全加盟者**について**認証業務**を実施することを認めるものでなければならない。

3. 情報要求事項

3.1 認証文書

3.1.1 認証書

3.1.1.1 **グループ森林認証**の場合、**認証機関**は、**顧客のグループ主体**の**名称**および**住所**が記載された**単一の認証書**を発行しなければならない。**認証書**には、**認証書の加盟者**リストについて、SGEC/PEFC ジャパンのデータベースへの参照を含まなければならない。**認証書**に記載される**範囲**または**その他の参照事項**は、**認証された活動**が**リストに掲載された加盟者のネットワーク**によって**実施される**ことを**明確にする**ものでなければならない。

注：SGEC/PEFC ジャパンのデータベースには、SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトからアクセス可能である。

3.1.1.2 **認証機関**は、**グループ主体**が**保有する全加盟者**の**リスト**で、**連絡先の詳細**、**森林所有地の特定情報**とその**規模**及び**その他 PEFC 評議会**または**SGEC**が**要求する**全ての**情報**を含む**リスト**に**アクセス**することが**可能**でなければならない。この**情報**には、**SGEC** 及び/又は**PEFC 評議会**も**アクセス可能**でなければならない。

3.1.1.3 **加盟者**に**子認証書**を発行する場合、**子認証書の対象範囲**は、**親認証書**と**同一の範囲**、または**その一部 (サブ範囲)**とし、**対応する親認証書**への**明確な参照**を記載しなければならない。**子認証書**には、「この**子認証書の有効性**は、**主認証書の有効性**に**依存**し、**SGEC** デ

データベースで証明されなければならない」との記述を含まなければならない。子認証書に子認証番号も含む場合は、親認証番号と関連づけた番号でなければならない、また親**認証書**に記載されなければならない。

4. プロセス要求事項

4.1 認証取得前の活動

4.1.1 一般的事項

4.1.1.1 **認証機関**は、審査プロセスを開始する前に、**グループ森林認証**の適格性基準及び適用される要求事項について**顧客**に対し情報を提供しなければならない。

注：定義を含む**グループ森林認証**組織の適格性基準は、SGEC 森林**認証制度**の SGEC 規準文書 3-1「SGEC グループ森林管理認証—要求事項」に含まれている。さらに、一般的な適格性基準に加え、SGEC 森林認証制度の SGEC 規準文書 3-1「グループ森林管理認証—要求事項」には、**グループ森林認証**の**グループ主体**及び**加盟者**の機能と責任に関する情報が含まれている。

4.1.2 申請書のレビュー

4.1.2.1 **グループ森林認証**の場合、**認証機関**は、申請顧客の名前と住所、法人（該当する場合）、法的地位（法的事業登録を含む）（要求事項 7.1.1a に基づく）に加えて、申請の一部として、申請顧客に次の情報の提供を求めなければならない：参加者数、森林の概要、加盟者の登録が保管されている場所と**文書化された情報**へのアクセスも必要である。

4.1.2.2 **認証機関**は、契約に基づく**顧客**のパートナーであり、申請**顧客**のパフォーマンスに全面的な責任を有する**グループ主体**を特定しなければならない。

4.1.2.3 **認証機関**は、**グループ認証**の適格性基準のいずれかが満たされていない場合には、（初回審査の場合には）申請を却下、又は（定期審査又は再認証審査の場合には）**認証書**の一時停止を行わなければならない。

4.2 計画策定

4.2.1 審査プログラム

4.2.1.1 **認証機関**は、**グループ認証**に関する文書化された手順を保持しなければならない。

4.2.1.2 **認証機関**は、自らが満足する方法を、とりわけ森林管理の要求事項が全ての**加盟者**に適用されていること、及び森林管理認証が**加盟者**によって効果的に実施されていること、および森林管理規格が満たされていることを確認するための方法を確立しなければならない。

4.2.2 審査時間の決定

4.2.2.1 **認証機関**は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針と SGEC 認証制度によって決

定された基準に基づいて、グループ認証審査に費やす時間の正当性を実証できなければならない。

4.3 サンプリング

4.3.1 一般的事項

4.3.1.1 認証機関は、審査プログラム/計画において、加盟者を選定するための手順を保有しなければならない。これらの手順には少なくとも以下を含まなければならない。

- a) サンプルカテゴリーの決定
- b) サンプルサイズの決定
- c) 加盟者の選定

4.3.2 サンプルサイズの決定

4.3.2.1 一般的に、審査ごとのサンプルサイズは次のようにあるべきである。

初回審査及び再認証審査については、内部監査で訪問する加盟者の平方根を繰り上げた整数。

$$y = \sqrt{x}$$

y=外部審査中に訪問する加盟者数

x=内部監査中に訪問する加盟者の総数

定期審査の場合は、内部監査中に訪問する加盟者数の平方根に係数 0.5 を乗じた数を繰り上げた整数。

$$y = 0.5\sqrt{x}$$

y=外部審査中に訪問する加盟者数

x=内部監査中に訪問する加盟者の総数

注：ここでいう加盟者数とは、SGEC 規準文書 3-1 “グループ森林管理-要求事項-“に従い参加する加盟者の最低限の数である。サーベイランス審査の場合は、内部監査中に訪問する加盟者数の平方根に係数 0.5 を乗じた数

4.3.2.2 外部審査のサンプルのサイズは、地域、国又は準国レベルの森林認証制度により、以下の指標の一つ又は複数を考慮して修正することができる。

- a) リスクアセスメントの結果。この場合、個々のカテゴリーについて低リスク又は高リスクの場合のサンプルサイズの偏差を定めなければならない。
- b) 内部監査又は前回の認証審査結果。
- c) 内部モニタリングプログラムの質/信頼性レベル
- d) 特定の要求事項に関する情報収集を可能にする技術の使用
注：このような技術としては、例えば、持続可能性規格の特定の要求事項に対する適合性の説明を可能にするリモートセンシングの使用が挙げられる。
- e) 現場活動に関する情報を収集する他の手段に基づくもの。

注：このような手段として、現場活動に関し提供できる何らかの情報に関する加盟者を対象とした調査でもよい。

4.3.2.3 計算されたサンプルは、SGEC 規準文書 3-1「SGEC グループ管理一要求事項」9.3.3により決定されたカテゴリーに配分されなければならない。

4.3.2.4 必要な場合、**認証機関**は、前回の内部監査及び外部審査の結果に従いサンプリング頻度を増加させなければならない。

注 カテゴリー間のサンプル配分は、グループ全体を代表するものでなければならず、また、構造的な指標、特定のリスク指標に基づくリスクアセスメントの結果、及び無作為抽出の組み合わせに基づいて決定されるものでなければならない。

その指標としては、以下の通りである。

- a) 所有形態（例：国有林、公有林、私有林）。
- b) 管理ユニットの規模（異なる規模のクラス）
- c) 生物地理学的地域（例：低地、中山間地、高山）

4.3.3 加盟者の選定

4.3.3.1 リスクに基づく加盟者の指標としては、面積、生物多様性の価値、地質、土壌タイプ、森林タイプ、種、生態学的に重要な森林区域等があげられる。

4.3.3.2 サンプリング方法は、無作為抽出を含まなければならない。無作為抽出は、サンプルの少なくとも 25%を占めなければならない。

4.3.3.3 サンプリングを通じて審査のために選ばれる**加盟者**は、特定の状況により一部の加盟者が連続した審査を受ける必要がある場合を除き、年ごとに変わるものとする（例：森林面積の規模）。

4.3.3.3 サンプリングを通じて審査のために選ばれる**加盟者**は、特定の状況により一部の加盟者が連続した審査を受ける必要がある場合を除き、年ごとに変わるものとする（例：森林面積の規模）

4.3.3.4 **加盟者**の選定において、**認証機関**は、システムの安定性を検査するために、現行の認証サイクル中に内部監査を受けた**加盟者**、及び内部監査を受けていない**加盟者**のサンプルを選定しなければならない。

注：**グループ認証**および内部監査の要件は、SGEC 規準文書 3-1「SGEC グループ森林管理一要求事項」に記載されている。

4.4 審査の実施

4.4.1 不適合の原因分析

4.4.1.1 **顧客**の内部監査又は認証機関の審査を通じて、個別の加盟者のいずれかに不適合が発見された場合、他の**加盟者**に影響が及ぶ可能性があるかどうかを判断するための調査を実施しなければならない。

4.4.1.2 **認証機関**は、すべての**加盟者**に該当する森林管理システム上の欠陥リスクがあるかどうかを判断するため、不適合をレビューする根本原因分析の実施を**顧客**に要求しなければならない。

4.4.1.3 全ての**加盟者**に該当する森林管理システム上の欠陥リスクが特定された場合、認証機関は**顧客**に対し、**グループ主体**レベルおよび個々の**加盟者**レベルの双方において是正措置を講ずるよう要求しなければならない。

4.4.1.4 審査中に、**認証機関**がシステム不全につながる可能性のある一つまたは複数の**加盟者**の不適合を特定した場合、その不適合はグループレベルで提起されなければならない。

4.4.1.5 審査中に確認された個々の**参加者**の不適合の数が、グループ内部のマネジメントシステムの体系的な問題を意味する可能性がある場合、不適合をグループ全体の問題としなければならない。

4.4.1.6 単一の**加盟者**における不適合の存在によって生じる障害を回避するために、**顧客**が認証プロセス中に当該「問題のある」**加盟者**を範囲から除外しようとすることは、認めてはならない。

附属書 2 : SGEC/PEFC ジャパンが認める認定

1. 森林管理又は COC 認証は、IAF 相互承認取り決め、又は州認定機関協力機構 (EA)、米州認定機関協力 (IAAC)、アジア太平洋認定協力機構協力 (APAC) 等の地域組織の署名 **認定機関**により認定された **認証機関**により実施されなければならない。当該 **認定機関**は、森林**認証制度**の要求事項に対応し、ISO/IEC 17065 を主たる範囲とする IAF MLA の署名機関でなければならない。
2. 認定範囲には、認定証書が対象とする規格のバージョン及び施行年を含む、SGEC 森林管理規格、及び該当する場合にはグループ森林認証規格を明示的に示さなければならない。
3. 認定範囲には、**認証機関**が ISO/IEC 17065 に対し認定されていることが明示的に記載されていなければならない。
4. 要請に応じ、認定証書は、英語で入手可能でなければならない。
5. 日本において法人登記がなされていなければならない

附属書 3 : 認証機関の SGEC/PEFC ジャパン公示

(要求事項は認証機関の認定には適用されない)。

1. SGEC 森林管理認証を行う **認証機関**は、SGEC/PEFC ジャパンから公示を受けなければならない。
2. 公示に当たっては、**認証機関**は本文書の附属書 2 に従い、有効な認定を有していなければならない。
3. **認証機関**は、SGEC/PEFC ジャパンの定めるところにより、付与された認証に関する情報を SGEC/PEFC ジャパンに提供しなければならない。
4. SGEC の公示に当たっては、**認証機関**に対し、SGEC/PEFC ジャパンの定めるところに従い SGEC 公示料の支払いを要求することができる。
5. **認証機関**の独立性を確保するために、SGEC/PEFC ジャパンが実施する公示の条件は、以下のみを対象とするものとする。
 - a) 管理上の条件 (例えば**認証機関**と SGEC/PEFC ジャパン又は PEFC 評議会との連絡、情報の伝達等)。
 - b) 財政的条件 (認証取得団体に課される料金)。
 - c) 本規格に規定されている認定により証明された**認証機関**に対する要求事項への適合性。
6. SGEC 告示の条件は、**認証機関**に対する差別や貿易障壁を生じさせるものであってはならない。
7. 公示契約には、機密保持及びデータ使用に関する義務及び責任を対象とする必要な条項が含まれていなければならない。

附属書 4 (情報) : 顧客組織に適用される森林管理関連法令のリスト

森林管理に関して適用可能な地方、国、国際的な法令には、以下を対象とした、あるいは規制する法令、法的義務、要件、規制、規範、国により批准された国際協定、条約、合意規範が含まれる。

- 慣習の権利および法的に定められた手続きによって取得された管理権を含む土地保有権。
- 贈収賄と不正行為を含む腐敗防止法令。
- 法的に定められた手続きに従った権利とライセンスの発行、法的に定められた境界の特定。
- 法的に定められた手続きに従って取得された事業登録。
- 法的に定められた手続きに従って取得されたコンセッションライセンスと、ライセンスが法的に定められた地域のみをカバーすることの保証。
- 森林インベントリの実施、森林管理計画、関連する計画とモニタリング等の当局の承認を含む管理計画立案
- 伐採許可証および/又はライセンス、あるいは特定の伐採作業に必要なその他の法的文書で、森林伐採活動の実施に先立って法的に定められた手続きによって取得されたもの。
- 森林伐採に当たって定められた徴収金であって、量、質、樹種の正しい区分に基づく、ロイヤリティ、立木課金やその他の数量ベースの課金、土地面積税・課金など。
- 森林の生長に従って発生する原材料販売（立木販売）を含む、販売する原材料に適用される付加価値税やその他の税金（所得税や利潤税を含む）。
- 伐採のタイミング、択伐、保護樹の再生、皆伐、伐採地からの木材の輸送、季節的制限を含む伐採技能や技術。
- 保護地の特定を含む保護地域と保護種、希少種、絶滅危惧種とその生息地・潜在的な生息地。
- 収穫、土壌資源の許容可能な損傷・攪乱レベル、バッファゾーンの設定（例：溪畔、開放地、生物の繁殖地）、伐採保残木の維持、伐採の季節的制限及び林業機械に関する環境的要求事項に関連する環境影響評価。
- 伐採活動に携わる者の保護装備、安全な伐採・搬出作業、伐採地周辺の保護区域の設定、機械使用に当たっての安全要件、化学物質使用に関連する安全要件。
- 契約や労働許可、義務的な保険、資格証明書やその他の訓練要件、社会・所得税の支払いなど、伐採活動に携わる者の雇用に関する事項。
- 最低労働年齢、危険業務に従事する者の最低年齢、強制的・義務的労働禁止法令、差別禁止法令、結社の自由を認める法令。
- 利益の配分を含む、森林伐採活動に関連する慣習上の権利。
- 森林管理権限及び慣習上の権利の伐採事業担当組織への移譲に関連した「自由意志による事前の十分な情報提供による同意」。

- 林業活動に関連する限りにおける先住民の権利。
- 貿易と輸送に関連した、伐採原材料の樹種、量、品質に関する分類。
- 森林施業からの木材輸送に伴う取引許可証と輸送関連書類。
- オフショア取引と移転価格。
- CITES 許可証
- 輸出入許可証、税関関連の製品分類（コード、数量、品質、樹種）。
- デューデシリジェンス/デューケア手順
- 有害廃棄物の処理；森林用化学物質（除草剤／殺虫剤）の使用；薬剤散布者の研修／免許；
水質

関連文書

- ISO/IEC 17000, 適合性評価 - 用語と一般原則
- ISO/IEC 17021-1, 適合性評価 - マネジメントシステムの審査と認証を行う機関に対する要求事項 - パート1 : 要求事項
- ISO/IEC 17065, 適合性評価 - 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- ISO/IEC 17067, 適合性評価 - 製品認証の基礎と製品認証システムのガイドライン
- ISO 19011, マネジメントシステムの審査のためのガイドライン
- ISO/IEC 17000, 適合性評価 - 用語と一般原則
- SGEC 規準文書 2 「規格の制定」他関係文書
文書
- SGEC 規準文書 3-1 SGEC グループ森林管理認証 - 要求事項
- SGEC 規準文書 6 SGEC 商標規則 - 要求事項
- PEFC ST 1003, 持続可能な森林管理 - 要求事項 (www.pefc.org から入手可能)
- PEFC ST 1002, グループ森林管理認証 - 要求事項 (www.pefc.org から入手可能)
- PEFC ST 1001, 規格制定 - 要求事項 (www.pefc.org から入手可能)
- PEFC ST 2001, PEFC 商標規則 - 要求事項 (以下 PEFC 商標規格と呼ぶ), (www.pefc.org から入手可能)
- IAF 義務的文書 1:2018 マルチサイト組織により運営されるマネジメントシステムの審査と認証
- IAF 義務的文書 MD 2:2017 認定されたマネジメントシステム認証の移転
- IAF 義務的文書 MD 4 2022 審査プロセスにおける情報・通信技術の利用
- IAF 義務的文書 5:2019 審査時間の決定
- IAF 義務的文書 23: 認定されたマネジメントシステム認証機関の代理実行機関の管理